

○議長（堀内春美さん）

続いて 通告4番 9番 齊藤欽也君の一般質問を行います。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは通告に沿って質問をしていきたいと思います。まず初めに、富士川ゼロプロジェクトということについて大きくは質問したいと思います。

当然皆さん町はそうなんですけど、8月ですね富士川ゼロプロジェクト始動という大きな見出しで乗ったんで、これ見たときにちょっとあれ、ゼロプロジェクトって何だろうなんてこともちょっと私は思ったりもしました。この中にですね、プロジェクトの説明として、またこれは新たな2番目の方でも説明を受けますんで、その説明はいいんですけども、町の方から納税された町税などの一般財源を一切使わずと、民間企業から受ける寄付やふるさと納税を活用して展開する事業と、それが富士川プロジェクトだということなんですけれども、これを読んだときにちょっと私違和感を持ちました。というのは、一般財源を使わないという表現なんです、あまり私議員でありながら、一般財源か特定財源かということについては日常あんまり区分けをしないで、予算を見たり、決算を見たりしております。

私からしてもですね実はふるさと納税ってのはいわゆる国が新しく始めた制度。この間もちょっと話題になってましたけども、企業版ふるさと納税については、さらに5年間延長しようということのようなんですけども、市町村の財源を確保すると、少しでも貧しい地方の税収というか財源を増やすために活用できるようにということで実施されている制度だというふうに私は思ってるんですけども、この財源というのは私にとっては、いわゆる町の一般会計、これ全体の財源だというふうな認識なんですけども、この説明でいくと一般会計とは、なんていうかな、ちょっと切り離れたようなイメージを持つ財源みたいな表現だなというふうに思ってますんで、その辺の私ですねふるさと納税ってのは市町村の財源確保のための制度であるという、今言った点を踏まえて、当局の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

ただいまのご質問にお答えいたします。ふるさと納税制度は生まれ育ったふるさとに貢献できる制度また自ら選んで自治体を選んで、納税できる制度ということになってございます。納税という言葉がついてございますが、実際のところは自治体への寄附金収入、地方財政法上寄付金収入として扱わなければならないこととなっております。本町のふるさと納税が行われる場合は、納税者から寄附金の使途を使い道を指定していただいているところで、ございます。

こうしたことからですね、本町におけるふるさと納税制度は、歳出の特定財源として有効なものとして理解してございますので、その取り扱いについては、納税者の意向に沿った事業に充当していくということで考えているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○ 9 番議員（齊藤欽也君）

再質問させていただきます。今の説明でいきますと、ところで一般財源ではないという表現が果たして適切なのかどうなのかということについてちょっと疑問を持っています。確かに財源の分けでいけば、特定財源、一般財源あるいは両方兼ねたようなものもあるのかなと思いますけれども、この一般財源でないっていうと、町民はどのように受け止めるか私も含めてですけども、町のいわゆる一般会計と言われるものとは別のもののような印象、正直思ったんですね、そのような質問も私受けました。この一般財源ではない。というような事業だという言い方で表現することについての適切さについてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

先ほども申し上げましたが、使途を納税者が指定してきます。これこれ事業、これこれ事業、具体的な例えばインフラ整備にしても、こういう事業にということはないかもしれませんが、使途を指定してきますので特定財源として扱われることになります。

国の地方財政措置においてもふるさと納税は特定財源として扱うように規定されてございますので、一般財源として振り分けるわけにはいかないということでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○ 9 番議員（齊藤欽也君）

再度ちょっと伺いたいと思います。特定財源、一般財源という、今これは税制上の分けということだろうと思うんですけども、いずれにしてもこれらは町の大事な収入一般会計の収入だという理解でよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

ただいまのご質問にお答えします。歳入は分け方として一般財源と特定財源、それ以外にまた別に自主財源と依存財源ってあります。

寄付金は当然自主財源になりますので、一般財源とは寄付金はその自主財源の部類に入りますけれども、あくまで特定財源ということで扱われます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○ 9 番議員（齊藤欽也君）

すいません議長、ちょっと私の質問に対する答えがあれなんで、要するに一般会計の収入歳入という考え方でよろしいかということだけちょっとすいません。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

大変申し訳ございません。現行制度では一般会計の歳入ということで処理すべきことです。

以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今が入ると3回になってしまうんですけども、今の別扱いでお願いしたいと思います。最後にですね、この大きな一番の最後にお聞きしたいんですけども、ふるさと納税制度ってのは、町の努力によって寄附金、いわゆる指定寄附ある指定のない給付も含めた寄附金を集めやすくすると、集めやすくというか努力によって何て言うかな、集めてくれるものだというふうに私は思ってるんですけども、納税とはなっていますが先ほどおっしゃったように、あくまでも寄附金だということであるだろうと思うんですね。そういうことで考えると、広報に書かれているね、ふるさと納税は一般財源じゃないふるさと納税っていう言い方っていうのは、私は町民に誤解を与えるのかなと。要するに、町民ってのは町の収入から、いろんな事業をしてくれてるよと、そこにはふるさと納税があって、町長を初め一生懸命集めてくれて、それでいろんな事業もまた展開できるようになっているというふうに多分理解してると思うんですよ。だからそこんところはどうかと少しちょっとその辺の認識、私のおっしゃってるのが理解できるかどうかかわかんないですけど、その辺の認識ってのはどうなのかなと思うんですけども、あるいは広報に書かれているこのような表現ってのは本当に適切なかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 深澤千秋君。

○財務課長（深澤千秋君）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたがあくまで用途を指定してこられる納税者というところと、それから国の指導という国の方針というか、国の扱いの中でも特定財源扱いということになってございますので、確かに全体を見ればお金には相違はないんですけども、やはり目的、そういう用途を限定されているということであれば、特定財源という扱いをさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

はい。ありがとうございますございましたでは、

○議長（堀内春美さん）

挙手してください。

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは二つ目のゼロプロジェクト、ここにあるゼロプロジェクトっていうのがあるわけですけども、これ全体を見たときに、このゼロプロジェクトって一体何なんだろうなと。確かにゼロゼロ、ゼロゼロゼロみたいなことが書いてあるわけですね。これちょっとわかりやすくこのプロジェクトの説明をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、町民税や固定資産税などの町税や、国から交付される地方交付税や地方消費税交付金などの総称を一般財源と呼んでおります。

これらの財源を一切使わずに、民間企業や個人の方からの寄付やふるさと納税などを活用して展開する事業を、富士川ゼロプロジェクトと命名し、施策を進めていくこととしております。

こうしたことから、今後もふるさと納税や、国、県の補助金などを組み合わせた中で財源を確保し、富士川ゼロプロジェクトの事業モデルを構築していきたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

正直あまりよく私に対する説明もそうなんですけども、多分これを今日聞いているテレビで見られる町民も、ちょっとよくわからないのではないかなという感想を持ちます。というのはここに載っているいくつかの例っていうか、実際やったものということで載ってるわけなんですけども、いろんな形のものが性格あるいはいろんな性格と言っていかな種類のものが一括して載せられているのを見るとちょっと戸惑うかなという部分はあります。これを見てですね、例えばドッグランを作りましたとこれもまあいいでしょう。保育料無償化しましたというのもこれもいいだろうと。そこでちょっとねお聞きしたいというのは、いろんなものをこのいわゆるふるさと納税できた指定寄附も含めてですね、指定寄附の場合には例えば社会福祉に使ってほしいとか、教育に使ってほしいとか、地域の活性が何かあるんだと思うんですよね。その趣旨がそれをいろんなところに振り分けると。その中にですね例えばこの中で言えば、園児の保育料無償化、これ出来ましたということなんであれなんですけども、この金額っていうのはいくらだったのかちょっと教えてもらえますか。おおよそですいいです、これ1千万とか何百万とか何十万というそういった雑駁な数字で構いません。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。今の質問は通告にはありませんので、通告に沿って質問をしてください。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

お言葉ではありますけれども、このプロジェクト始動ということについて、これ何かということで具体例として保育料無償化というのが載っていたんで、ちょっとその無償化の費用ってどのくらいあったのかなということをお聞きしたかったんですけどもどうも今事務方の方ではすぐ多分出せないということだと思いますんで、質問のやり方を少し変えたいと思います。それでよろしいですか。

ここの中にですね、町長の顔写真と、何ていうかな言葉がですねちょっと載ってるわけなんですけども、その中に実はこういう表現があります。ふるさと納税制度、町の努力によって、

これじゃないですすいません。すいません。これまで町の難題であった財政の健全化、あるいは新しい事業展開っていうのが、同時に実現することができたといったような表現があるんですけども、これはそういうその財政の健全化っていうことに直接繋がっているのかどうか、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。ただいまの質問も通告にはございません。通告に沿った質問をしてください。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ふるさと納税プロジェクトということについてお伺いしていて、その説明として、ここには、今言った公と町、民間、あるいは企業や町をしてくれる人々の方々と連携することにより、難題であった財政の健全化を新しい事業展開を同時に実現することが可能になりました。という表現があるんで、これは事実かどうかを伺いたいというただそれだけです。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。通告ではですねプロジェクトとは何かという質問ものなんです。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ですから、プロジェクトっていうのが結局こういう結果をもたらしたということが表現されてるんで、それについてお伺いしています。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。本来制度等を聞くというのは、一般質問にはそぐわない。また通告にないものは本来答えないんですが今回運営上ですね、進行ということで答えさせていただきます。財政等をですねふるさと納税を増やすことによって財政を助けているのかと、こういう趣旨のご質問だというふうに思っております。

ご承知の通り先ほどの説明の通りですね、町民税や固定資産税。ですから町民の皆さんからいただくお金を町税としてます。今までは一般財源として徴税をストックしていたものですから皆さんの方からいただいた税金を事業として使っております。その枠をですね企業もしくは個人からですね、寄付としていただいてきて、プラスアルファの財源をいただいてきて、皆さんの町民の皆さんからいただいた税金に手をつけずに事業を展開するのを、ゼロプロジェクト。ですから皆さんからいただいた町民からの税金は、手をつけない。それで事業を進めるというこういう新しいプロジェクトを、今回のふるさと納税制度と絡めてやっていく、その財源構成の考え方の一つとして、ゼロプロジェクトというのがですね、進行しているということでご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9 番議員（齊藤欽也君）

わかりました財源構成の一部とを活用すると、その活用の財源構成の使い方が今回のいわゆるゼロプロジェクトだよという説明なんだろうと思います。ちょっとその辺のその辺がちょうど町の全体の財政との絡みの中でどういう、その位置づけがいいかどうかということとはまた別の議論になるんで今回は取りやめておく。

それでは次にですね、大きな二つ目に移りたいと思います。よろしくお願いします。株式会社富士川まちづくり公社について。先ほどのふるさと納税に関わるわけですが、いろいろな町の特産物なんかを紹介してふるさと納税制度を使って町内の方たちに購入していただいて、同時に購入した方たちは税上の措置がある。非常に町と購入される方にとっては本当にウィンウィンの制度だと。ただ、一方大きな都会とかにとってはちょっと不満になる制度ってということなんですけども。それをもっとやっていこうということで、私達も町長もそうですけども境町なんかをいろいろ見て、これいいよねということなんですけども、ただねそれでこの富士川まちづくり公社っていうのを一昨年設立しました。昨年の6月から株式会社として出発して今年の6月かな、新しいちゃんとした社長さんを迎えたというところまだわかってますし、そこまではいいんだろうなと思ってます。ただ問題はですね、この公社に今もって役場職員を2名ですかね、出向させているとこれは設立するための準備という段階では私も良かったらと思うんです。あるいは今年ぐらいまではいいのかなどうかなというところなんですけども、少なくともそれ来年あたりには自立していかなくちゃいけないだろうと考えてます。常任委員会でもその点についてちょっと不安もあるんで公舎の方に来ていただいていろいろお話を伺ったという経緯もあります。

現在そういったいわば町が丸わりの状態でやっているんですけども、これ、私が承知している限り、これではいつまで経っても自立できないよねと、公舎がいう不安を持っています。聞いた内容ではですね、以前はふるさと納税を集めるためにいわゆる宣伝広告部門の会社と、実際にふるさと納税を返礼する会社を請け負う会社、それぞれに何か4%ずつの手数料払ってた。公舎になったときには今度は一括で4%みたいな話を伺ってるんですけども、これではもう自立できないなというふうに思いますし、社員が出向が2名もずっといつてる状態があるわけですが、この現在の町と公社との関係、あるいは今後も含めてですねどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川まちづくり公社は、昨年6月30日に富士川町が全額出資をして設立した株式会社でありますので、町は株主として取締役の選任解任や事業運営について、議決権を持っております。

また、公社は設立当初、ふるさと納税業務を町と共同で行っていましたが、本年度からは、町からふるさと納税業務の全てを受託するとともに、富士川町というふるさとを未来へ繋ぐことをコンセプトに、観光振興や地域おこしを推進していく観光地域作り法人として、町と連携しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今の話をよくわかります。ちょっと先ほど話の中にも出させていただきましたけれども、現在の具体的な人のですね、要するに委託契約というかその状況、それと職員の出向の問題、これについてどのように今後していく考えがあるのかちょっとその辺を、あるいは現状についての認識と今後について向かってどう考えるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。富士川まちづくり公社こちらを立ち上げるにあたりまして、当面は観光振興、この部分について活動していく中で、営業を営業部分で収入を得ていければというそういう目標を持って動いて設立いたしました。

最初の段階では、まだこの部分が完全に動けてないことから、町のふるさと納税業務を請け負う中での観光地域作り、この部分についてどういったことができるか研究等を進めていくということで設立当初に大体3年くらいを目処にこの会社がうまく自立していけるのか、そういった形で町の方も協力していくそういった説明をさせていただきました。

今回ふるさと納税業務を受託する中で、先ほど議員さんが言われましたとおり受託をする、その委託料の中で収入を得る、ということを当初考えておりましたが、昨年の秋以降の国の制度改正の中で必要経費の部分、かなり細かく多く取るようになったことから、当初この委託料で儲けを出そうとは考えてございましたが、なかなか大きくはちょっと取ることがまた難しいという現状も現在のところあります。

当初の目的であります観光地域作り法人この部分で会社として公社として何ができるのか、そういった中でふるさと納税業務、こちらも絡めることで体験型の返礼品こういったことの開発に開発研究開発に進めており、今現在、国の方からも認可を得る中で今年度後半の方から体験型がどこまでできるかというところを、現在進めている状況になってございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

いろいろ考えてらっしゃるってことわかる。多分町長も考えてる。私もそういう期待を持ったんですけども、というのはこの公社がある程度自立して、それなりの収入を得ることができれば、町が100%出資ですから、町との関係の中でさらに独自の事業展開を積極的に行政だとちょっと躊躇するようなものもやっていけるんじゃないかな、という期待を実は持ってました。けども、この間話を聞いて、いやちょっとこれじゃあそもそもいつになったら収入が得られるのかわかんないと、ちょっとね今度こられた社長さんいろんな話聞いたらよく考えてらっしゃるし、私とは違ってやっぱりいろんな見方をされてる方だなということで、頑張れる方だろうとは思いますが、今の町との契約関係4%って契約関係

だけでは正直収入はほとんどない。むしろ赤字だろうと思うんですね。やっぱりこの契約を例えば新しい先ほど観光の話をされました。新しいものを作ったんならば、それに対するリベートっていうのはもっと大きくしていかないと、努力して新しいものを開発しふるさと納税を活用して収入が得られるのであれば、そういうものについてはもっとね、大胆な発想で、いわゆるリベートっていうか契約金の割合というのは考えていかないと、あるいは考えていかないと、その新しいスタッフたちもやる気がなくなるし、もっとやる気を持ってやってもらわないとならないんだろーと思いますけども、その点について、その辺まで踏み込んで考えていこうというお気持ちがあるのかどうか、それだけちょっと一言お願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 中込浩司君。

○政策秘書課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。現在受託しておりますこのふるさと納税で先ほどお話をしました体験型返礼品も含めまして、本年度目標にしております納税額これを上回っていく。そういった見通しが立ってくるようであればこの納税額が増えてきたことによって、また新たに町と公社の中で先ほど言いました委託の4%のお金、これ以外等でもまた検討する余地があるのではないかと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

はい、ありがとうございます。もっと積極的にこの事業、公社がですねやる気を持ってやれるような形をですね、町としても考えていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

それでは三つ目最後に、大法師公園の再開発計画についてと。実はこれ令和4年に私が議員になった6月と実は9月に2度にわたって質問させていただいてます。

ある会社がパークPFIを使って町との中で公園を管理していくと。大雑把に言うと、今ある大法師公園の一番メインになって広場に温泉施設を最初作ってグラウンドを芝生広場に、テニスコートからセンターハウスというちょっとした建物がありますが、そういったところに全部更地にして駐車場にすると。温泉施設をメインに集客を図るというような計画で、金額的には確か10億円ぐらいだったと思うんですけども町との協議の中でお願いします、引き受けますということで来てたわけですけども、コロナがあって一旦計画中断してました。しかし、終わった後もうどうも聞いてると、あの計画から縮小したという話を伺ってるんですけども、現在の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。令和2年3月に認定しました大法師公園便益施設等設置事業の公募設置等計画につきましては、計画認定直後に発生した新型コロナウイルス

感染症の影響を受け、認定者から新しい生活様式に対応した計画への変更の申し出がありました。

その後、特定公園施設や公募対象公園施設の区域など、その変更内容について、認定者と協議を重ねてきたところでございます。

こうしたことから、今後、変更計画書が提出され次第、候補者設置選定委員会を開催し、協議を進めていく予定です。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

何回かこの事業者と話し合いを進めているというふうに聞いて、現在は事業者としてはどんな計画を持っているのかお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。現在、事業者につきましては、管理棟の周りの広場を使ったキャンプ場を計画を示されているところで、現在協議をしているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

要はあれですね、例えばグラウンドとかテニスコート、センターハウスという部分については、一切手をつけないというふうになっているということによろしいのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君再質問ですか。

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問です。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。認定者からは先ほど説明させていただいたとおり、管理棟等周りの広場で計画をしていきたいということで進めておりまして、こちらについてまだ確定したものではありません。今協議を進めている段階です。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欣也君）

コロナもあってという、それで計画が延び延びになったと。その過程で業者の方から今の時代に合わせた形に、もう1回再度練り直したということで協議を進めているようなんです。

けれども、要は、グラウンド、テニスコート、これ、あるいはこれも含めて次の2番目にもかかりますけども、桜のもう朽ち果ててきている桜の木の植栽もそうなんですけれども、こういったことはずっとこの間ストップしてきたわけです。

私はもう最初の計画と明らかに今回の計画は、規模も全く違うということをも感じているので、そうであるならば、これはもう1回白紙に戻して、別の形で町としての新しい考えも入れる中での再公募っていうことをやるべきではないかと思うんですけども、その点についてはどうお考えなのか伺いたしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君それは再質問でしょうか。それとも2番ですか。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問です。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。国のパークPFIのガイドラインでは、認定者の申請に基づき、変更の認定を行うことができることとなっておりますので、変更を続けていきたいと思っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再公募は考えないと。変更計画の協議を今後もっと続けていくということのようですね。はい、わかりました。

二つ目の桜の名所として、今後の維持管理計画についてということを伺いたいと思うんですけども、今言った、パークPFIに基づく事業計画が結局コロナ前のもびのびとなったためにですね、例えば運動施設、グラウンドあるいはテニスコートなんかの改修もずっとのびのびになって行われなかった。桜の植栽も行われてきてないわけなんですけれども、これらの管理計画ってというのはこれまでもあったのか、あるいは今後、今から作るのかその点を伺いたしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。大法師公園の桜については、植栽から50年以上経過していることから、樹木医の診断に基づき、適切に維持管理を実施しているところがあります。作業については、剪定や枯れ枝の除去を定期的に行い、さらに受精が衰えた樹木の伐採や、新たに植栽を行っているところであります。

今後の維持管理につきましては、老木がさらに増加することが予想されるため、引き続き樹木医の診断を行い、定期的な維持管理を継続しつつ、計画的に桜の上替えを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今の説明でいくと、例えば公園の一番上のメイン会場周辺の桜なんかもいくつか駄目になってると私は思ってます。その下のテニスコート使用も駄目です。これは早急に植栽を樹木医の判断を仰ぎながら、予算をつけながら、植栽をやっていくという考えでいるということではよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 井上勝彦君。

○都市整備課長（井上勝彦君）

植栽の植え替えにつきましては樹木医の判断を仰ぎながら、また過密にならないような形で計画的に植栽をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

最後ですけれども要は私が懸念しているのは、桜の名所って本当に町にとって、多くの人々が町外、県外から来ていただく町を知っていただく上でも非常に重要な公園です。公園自体収益はないけども、でもその公園の持つ意味は非常に大きいというふうに思ってますし、私も誇らしく思ってます。そういった場所をやはりしっかりと維持管理していくときにですね、このパークPFIでの、要するに事業計画がずっとのびのびになっていくことによって、周辺の管理が例えばおろそかになるようなことがあってはならないなという思いで今質問させていただきました。

そのことを述べて私の質問は終了したいと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

以上で 通告4番 9番 齊藤欽也君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開は11時22分いたします。

休憩 午前11時12分

---

再開 午前11時22分